

「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく

木津川上流部の取組方針

平成28年7月26日

木津川上流部大規模水害・土砂災害 に関する減災対策協議会

伊賀市、名張市、津市、曾爾村、山添村、宇陀市、御杖村、笠置町、南山城村
三重県、奈良県、京都府
水資源機構、津地方気象台、国土交通省近畿地方整備局

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

木津川上流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」および平成 26 年 8 月に発生した広島市の大規模土砂災害を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川 4 市 1 町 4 村（名張市、津市、山添村、宇陀市、曾爾村、御杖村、伊賀市、笠置町、南山城村）、三重県、奈良県、京都府、水資源機構、津地方气象台、近畿地方整備局で構成される「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」を平成 28 年 6 月 1 日に設立した。

本協議会では、平成 25 年 9 月の台風 18 号による洪水をはじめとして近年浸水被害が頻発する木津川上流部において、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 26 年 8 月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、主な課題を抽出し、「逃す・防ぐ・回復する」ことに主眼をおいた取組方針を作成した。

また、大規模水害・土砂災害の意識が、若い世代を中心に記憶から薄れている現状を鑑み、『次世代に「水害・土砂災害に強い地域」と水防災意識を「継承」する。』ことも目標に位置づけ、取組方針をとりまとめた。

主な取組の具体的な内容としては、以下のとおりとりまとめた。

- ・ハード対策では、洪水を河川内で安全に流す対策として堤防整備や河道掘削などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤、危機管理型ハード整備等を実施する。
- ・ソフト対策では、下記の取り組み等を展開することにより、各家庭の取り組みから関係機関（協議会）までが「水防災意識社会の再構築」に向けた減災対策を醸成する。

「逃がす」取り組み：避難情報が対象者に着実に届くように防災行政無線の電子化や防災メールの導入など。

住民の防災意識・知識の向上を図るため、防災に関する補助教材を活用し、学校などを対象とした出前講座の実施など。

避難のための時間を十分に確保した避難勧告等の発令を可能とするようタイムラインの作成・訓練などを協議会構成員全体で連携して実施など。

「防ぐ」取り組み：水防団や消防団、自主防災組織等の協力・連携強化のため、市町村を越えた広域水防訓練の検討等。

「回復する」取り組み：氾濫水の迅速な排水に向けた、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）の作成など。

災害時にも行政事務機能を継続的に実施するため、庁舎の耐水対策化や事業継続計画の作成など。

そして、これらの取り組みを着実に進めて、次世代へ『継承』していくために、防災啓発活動等の推進を域内全教育委員会に積極的に働きかける。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第7条に基づき作成した。

※本取組方針（水害に対する取組）は、直轄管理区間を対象としたものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
伊賀市	市長
名張市	市長
津市	市長
曾爾村	村長
山添村	村長
宇陀市	市長
御杖村	村長
笠置町	町長
南山城村	村長
三重県	伊賀建設事務所長、津建設事務所長
奈良県	奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長
京都府	山城南土木事務所長
水資源機構	木津川ダム総合管理所長
気象庁	津地方気象台長
近畿地方整備局	木津川上流河川事務所長

3. 木津川上流部の概要と主な課題

(1) 木津川上流部の概要

木津川上流域は、三重県、奈良県、京都府の3県にまたがっており、流域面積は（笠置橋より上流）が1,308km²、その90%以上は山地で占めており、年間降水量は、全国平均よりやや多く、梅雨頃から台風が多い5月から10月にかけて降雨が集中する傾向にある。

木津川の本流は、布引山脈に源を発し、山間を曲流して上野盆地に出て、鈴鹿、布引山脈に源を発する柘植川・服部川を合流する。さらに岩倉峡を西流して、大河原で名張川を合わせ、笠置を経て山城盆地の流末で、淀川に合流している。岩倉で合流するこの3河川は、流路延長及び標高差が余り違わず、それぞれの河川の洪水ピークはほぼ同時刻に岩倉地点にて現れる。3河川合流後の岩倉峡は川幅が約60m、延長約5kmの狭窄部のため、洪水疎通が著しく阻害される。そのため直上流の上野盆地で湛水し、たびたび浸水被害をもたらしている。これに対して上野地区では、流量調節機能の確保と伊賀市周辺の治水対策を目的として、洪水時に洪水の一部を一時的に貯留させる上野遊水地を平成27年6月15日から運用を開始している。

また、木津川左支川である名張川は、尼ヶ岳、大洞山、高見山等の布引山地に連なる山々から源を発し、名張盆地の手前で青蓮寺川と、盆地に出て奈良県から流れてくる宇陀川と合流し、名張市街地に沿って流れ、月ヶ瀬の峡谷を經由して、大河原で木津川と合流する。

木津川上流の直轄砂防事業は、水系一貫の考えから明治11年より山腹工を主体とする砂防事業が開始され、昭和26年に木津川で初めての砂防堰堤に着工した。

しかし、昭和34年の伊勢湾台風によって、木津川上流域は甚大な被害を被り、無数の山腹崩壊地から生産された有害土砂が下流へ流れ込み、多くの人命、財産を奪った。こうしたことから事業区域を上流へ拡げつつ、下流域への有害土砂の流出防止と土石流対策を目的に、これまで110基の砂防堰堤を設置している。

(2) 主な課題

木津川上流部では、過去の災害を踏まえて、計画的に河川や砂防の施設整備を進めているが、近年頻発する浸水被害、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨、平成 26 年 8 月の広島土砂災害等の計画規模を超えるような大規模な災害や、木津川上流部の河川と山地に囲まれた地形的な特性から懸念される水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害（以下「複合災害」）に対する減災対策が不十分である。

これら木津川上流部における水害、土砂災害及び複合災害における減災対策の主な課題は以下のとおりである。

「逃がす」

○災害情報の伝達方法や避難計画が十分に整備されておらず、住民の防災意識、知識も十分でない。

「防ぐ」

○自主防災組織や水防団等の協力・連携が十分でなかったり、水防資機材の準備についても課題が残る。

「回復する」

○災害発生時における速やかな生活基盤の回復方法や手順・分担等を決めておく必要がある。

4. 現状の取組状況

木津川上流部では、避難勧告・避難指示に関する発表時期、防災組織の協力・連携体制の重要性、及び水防資機材の確認状況、水防活動の事前準備など、これまでの水害・土砂災害対策に課題があることが確認された。

また、木津川上流部は、山地と河川に囲まれた地形的特性から、水害・土砂災害が同時期に発生する可能性を有している。

本協議会では、このような認識のもと、参加機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、平成 32 年度までに達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおりに取りまとめた。

参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(1) 水害に係る現状と課題

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
想定される浸水リスクの周知	○国交省では、淀川水系において甚大な被害を与えた昭和 28 年 9 月（名張川流域は昭和 34 年 9 月）洪水時の 2 日間総雨量の 2 倍(※)を想定した浸水想定区域図を公表している	
	○府県管理河川では、計画規模相当の降雨による浸水想定区域図を公表している	
	※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成 12 年 9 月東海豪雨規模に相当する雨を想定。ハザードマップ作成にあたっては、指定区間に合わせた計画規模の想定図を別途提供。	
	●浸水エリアの認識や周知が不足している	A
	●計画規模相当の洪水が発生した場合の浸水エリアが分からない	
	●想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない	B
	●想定最大外力規模の洪水が発生した場合に逃げるための目安となる浸水状況（浸水深及び浸水エリア）の時系列がわからない	

※表中のアルファベットは、概ね 5 年間で実施する取組内容（P14～20）の「課題の対応」項目を表す。

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
避難勧告等の発令について	<p>○国交省と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている</p> <p>○府県管理河川（洪水予報河川・水位周知河川）では、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている</p> <p>○水機構では、ダムのゲート放流開始時、洪水調節時等に関係機関へ放流通知を行うとともに、一般住民に向けてサイレン・スピーカー放送により周知を行っている</p> <p>○災害発生の恐れがある場合には、国交省事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている</p>	
	<p>●避難勧告が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される</p> <p>●空振りの避難勧告が多発した場合に信憑性が薄れる</p> <p>●災害時に躊躇なく避難勧告などの発令ができるよう、事前に客観的な指標で時系列ごとに整理した避難行動計画の策定が十分なされていない</p> <p>●広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準が十分整備されていない</p>	C
	<p>●想定最大外力時に対して、要援護者などを想定した避難勧告の発令となっていない</p>	
	<p>●現状の洪水予報文では、対象区域・切迫感が伝わりにくい</p>	E
避難場所、避難経路について	<p>OH14 に公表された浸水想定区域図（三重県では 1/100 規模の浸水想定区域図）をもとに、各自治体にてハザードマップを作成している</p> <p>○避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている</p>	
	<p>●現在のハザードマップにある避難場所は、計画規模を超える洪水により浸水する場合を想定していない</p>	F
	<p>●浸水エリア内に避難場所や避難経路が指定されている</p> <p>●避難経路が表示されていないハザードマップがある</p> <p>●要配慮者などを考慮した避難場所・避難経路となっていない</p>	G

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P14～20）の「課題の対応」項目を表す。

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
住民等への情報 伝達の体制や方 法について	○防災行政無線を整備してきている	
	○避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付 広報車、自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ 伝達する	
避難誘導體制に ついて	○防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している	
	●メールやWEB等の通信手段では、高齢者等に防災情報 が伝わりにくい ●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放 送が聞こえにくい	H
避難に関する啓 発活動について	○指定避難所の表示板を設置している	
	●高齢者に配慮した避難計画となっていない ●夜間などの避難勧告発令時期のタイミングが難しい ●要配慮者などの避難誘導體制が確保されていない	I
避難に関する啓 発活動について	○現状では特に無し	
	●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分で ない	J

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P14～20）の「課題の対応」項目を表す。

② 水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
河川水位等に係る情報提供について	○基準観測所の水位により水防警報を発令している ○水機構では、HPにて、ダム諸量等のリアルタイム情報を提供している	
	●基準地点等の河川水位、ダム貯水位しか情報提供がなされていない	K
河川の巡視区間について	○出水時において、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ○自治体・消防団等と、洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している	
	●対象区間が広範囲であり、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない	L
水防資機材の整備状況について	○庁舎、国交省事務所・出張所・防災ステーション等に水防資機材を備蓄している	
	●資機材の過不足の確認ができていないため、資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある ●国交省と自治体・水機構の非常時の相互支援方法が十分確認されていない	M
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分にできていない施設がある	
	●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する ●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	N
	●大規模工場等での水害リスクや浸水対策に対する知識が不足している	O
水防体制	○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ○防災組織の協議会を設置している ○自主防災組織への資機材の補助を行っている ○国と関連自治体が共同で重要水防箇所の点検を行っている	
	●水防団構成員の高齢化が顕著である ●自主防災組織の組織率が低下している	P
	●連絡体制の不備により出動初動体制が混乱している	Q

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P14～20）の「課題の対応」項目を表す。

③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する

項目	○現状 と ●課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○国交省では、浸水発生時に排水ポンプ車等を投入し、宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽減させる	
	○水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援を行う	
	●氾濫発生後、速やかに被害状況の把握が出来ていない ●排水ポンプ車の最適配置計画がない ●ボランティア活動等の支援活動の効率的な運用（活用）が出来ていない	R

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P14～20）の「課題の対応」項目を表す。

④ 河川管理施設の整備について

項目	○現状 と ●課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○過去の浸水被害などを踏まえて、河川改修を実施してきている	
	●洪水の流下に対して、河積が狭小な区間がある	S
	●完成された堤防とするには時間、費用を要する	T

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P14～20）の「課題の対応」項目を表す。

(2) 土砂災害に係る現状と課題

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
想定される土砂災害リスクの周知	○土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している	
	○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している	
	○土砂災害リスクのハザードマップを作成している	
	●基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない	U
	●近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある	V
	●ハザードマップが未作成の地区がある	W
土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について	○府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発令している	
	○府県から市町村に土砂災害警戒情報を伝達し、市町村で住民への避難勧告等の発令を判断している	
	○気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している	
	●避難勧告が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される	X
	●空振りの避難勧告が多発した場合に信憑性が薄れる	

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P14～20）の「課題の対応」対応項目を表す。

項目	○現状 と ●課題	
避難判断基準について	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂警戒情報が発表されて、首長が必要と判断したときに発令している ○近隣で前兆現象などが確認されたときに発令している	
	●避難判断基準が客観的なものになっていない ●土砂災害に関する避難勧告等の発令基準の制定が十分でない	Y
避難指示・勧告の伝達方法について	○防災行政無線、携帯メール、ラジオ、広報車等で伝達周知する	
	●メールやWEB等の通信手段では、高齢者等に防災情報が伝わりにくい ●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい	Z
要配慮施設等への伝達方法について	○自治会長等を通じて、対象者へ伝達する ○緊急の場合や適切な情報手段がない場合は、支援者等が対象者宅を直接訪問して、情報を伝達する	
	●要配慮者利用施設や要支援者が把握し切れておらず、直接伝達する場合の担当者が決まっていない	AA
避難に関する啓発活動について	○三重県では、市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインなどを説明している ○京都府では、小学校に出前講座を実施している	
	●土砂災害経験の無い世代への防災意識の伝承が十分でない	AB

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P14～20）の「課題の対応」対応項目を表す。

② 防災に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
土砂災害警戒区域等の巡視について	○自治体・消防団等と、土砂災害に対しリスクの高い箇所の合同巡視を実施している	
	●対象範囲が広く、優先的に防災活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない	AC
防災体制	○避難訓練を実施している	
	●大規模土砂災害の経験がなく、連絡体制の不備による出動初動体制の混乱が懸念される	AD
市町村での土砂災害時における対応について	○本庁舎に災害対策本部を設置して対応する	
	●大規模土砂災害時には、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	AE

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P14～20）の「課題の対応」対応項目を表す。

(3) 複合災害に係る現状と課題

① 情報伝達、避難計画等に関する事項 など

項目	○現状 と ●課題	
想定される複合災害リスクについて	○ —	
	●水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害リスクを想定できていない	AF

※表中のアルファベットは、概ね5年間で実施する取組内容（P14～20）の「課題の対応」対応項目を表す。

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、参加機関が連携して平成 32 年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【今後 5 年間で達成すべき目標】

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 26 年 8 月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し「逃がす・防ぐ・回復する」ことにより減災する。

【目標達成に向けた取組方針】

1. 逃げ遅れをなくす的確な避難行動のための取組
2. 氾濫時、土砂災害時及び複合災害時に人命と財産を守る災害活動の強化
3. 一刻も早く日常生活を回復するための取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫・土砂災害及び複合災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」等を再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・服部川（木津川合流点～柘植川合流点付近）の河道掘削 ・名張川（朝日町地区）の河道掘削	S	順次実施	近畿地整
■危機管理型ハード対策 ・天端の保護 ・裏法尻の補強	T	平成32年度	近畿地整
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 ・円滑かつ迅速な避難に資する施設（ハード整備）を行う	H	平成28年度から 順次実施	近畿地整
・水防団の円滑な水防活動を支援するため簡易水位計や量水標等の設置を行う	K	平成28年度から 順次実施	近畿地整
・排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策を行う	N	平成28年度から 順次実施	9市町村 水資源機構 近畿地整
・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置			近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～12）に対応。

2) ソフト対策の主な取組

参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

a) 水害に対するソフト対策

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項 ・避難勧告に着目したタイムラインを策定する ・参加市町村による広域避難計画の策定を行う ・広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直しを行う ・わかりやすい洪水予報文の改良と運用 ・地区別の発令情報、及び発令基準等の検討 ・要援護者を考慮した避難勧告等発令基準の見直しを行う ・ダム警報局スピーカーの有効活用	C	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村
	G	平成 29 年度から 順次実施	9 市町村
	C	平成 29 年度から 順次実施	9 市町村
	E	平成 28 年度から 順次実施	気象庁 近畿地整
	C	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体
	D	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村
	H	平成 28 年度から 順次実施	5 市町村 水資源機構
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表を行う ・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表を行う ・広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知を行う ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する	A	平成 28 年度 平成 28 年度から 順次実施	近畿地整 3 府県
	B	平成 28 年度 平成 28 年度から 順次実施	近畿地整 3 府県
	F	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村
	Q	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～12）に対応。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項（つづき） ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備していく ・小中学校における水災害教育を実施する ・要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進 ・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成する ・ダムの防災操作や放流連絡体制の周知を行う	F	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村
	J	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体
	I	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村
	J	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体
	J	引き続き実施	水資源機構
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項 ・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線の普及（無線のデジタル化等） ・避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスや SNS の活用等 ・防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため、水位計や CCTV カメラの情報を提供（配信） ・緊急放送をよりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討を行う ・豪雨等災害情報を市町村へよりわかりやすく伝えるため、電光表示板を用いた文字表示による情報提供を行う	H	引き続き実施	近畿地整
	H	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村
	H	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村 3 府県 近畿地整
	H	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村 3 府県 水資源機構 近畿地整
	H	引き続き実施	2 市町村
	H	引き続き実施	水資源機構

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～12）に対応。

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する ・毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を行う ・迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備、水防資機材の全体配置計画の見直し（運搬ルート含む）を行う ・毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施する ・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う。 【再掲】 	Q	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村
	L	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体
	M	平成 28 年度から 順次実施	6 市町村 3 府県 近畿地整
	Q	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体
	K	引き続き実施	近畿地整
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進する ・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う 	P	平成 28 年度から 順次実施	6 市町村
	O	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～12）に対応。

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）を作成する ・ 排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施する ・ B C P（事業継続計画）を作成する 	R	平成 28 年度	近畿地整
	R	平成 28 年度から 順次実施	8 市町村 水資源機構 近畿地整
	N	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～12）に対応。

b) 土砂災害に対するソフト対策

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■土砂災害防止法に基づく事項			
・基礎調査の実施	U	平成28年度から 順次実施	3府県
・基礎調査の公表	U	平成28年度から 順次実施	3府県
・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定	U	平成28年度から 順次実施	3府県
・地域防災計画への反映	V	平成28年度から 順次実施	9市町村
・ハザードマップ作成	W	平成28年度から 順次実施	9市町村
■情報伝達、避難計画等に関する事項			
・土砂災害警戒情報～避難勧告 タイムラインの作成	X	平成28年度から 順次実施	9市町村
・地域避難計画（自治会単位）の作成	AA	平成28年度から 順次実施	9市町村
・避難勧告等の発令基準の見直し、客観化	Y	平成28年度から 順次実施	9市町村
・わかりやすい情報提示手法の検討	Z	平成28年度から 順次実施	9市町村 気象庁
・教育・啓発活動の実施	AB	引き続き実施	協議会全体
・災害予測手法、システムの整備	Z	平成28年度vか ら順次実施	9市町村 2府県 近畿地整
・「地域防災マップづくりワークショップ」に対する支援	W	引き続き実施	1府県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～12）に対応。

② 土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取り組み

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
・避難訓練（広域、自治会単位）の実施	AD	引き続き実施	協議会全体
・毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を行う	AC	平成 28 年度から 順次実施	9 市町村 3 府県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～12）に対応。

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
・BCP（事業継続計画）を作成する	AE	平成 28 年度から 順次実施	協議会全体

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～12）に対応。

c) 複合災害に対するソフト対策

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み など

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項 ・複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等 を対象とした取組について進めていく。	AF	平成 29 年度から 順次実施	近畿地整

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～12）に対応。

7. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水や大規模土砂災害・複合災害に対する取組方針については、改めて検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を把握し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

○現状の水害リスク情報や取組状況の課題

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状	課題	課題の対応
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省では、淀川水系において甚大な被害を与えた昭和28年9月（名張川流域は昭和34年9月）洪水時の2日間総雨量の2倍(※)を想定した浸水想定区域図を公表している ・府県管理河川では、計画規模相当の降雨による浸水想定区域図を公表している ※公表当時、超過洪水が発生した時においても壊滅的な被害を回避するため、東海地方で甚大な被害をもたらした平成12年9月東海豪雨規模に相当する雨を想定。ハザードマップ作成にあたっては、指定区間に合わせた計画規模の想定図を別途提供。	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水エリアの認識や周知が不足している ・計画規模相当の洪水が発生した場合の浸水エリアが分からない ・想定最大外力規模の洪水が発生した場合の浸水エリア、迅速な避難を必要とする倒壊家屋の危険エリア及び生活回復の目安となる浸水の継続時間が分からない 	A
		<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大外力規模の洪水が発生した場合に逃げるための目安となる浸水状況（浸水深及び浸水エリア）の時系列がわからない 	B
避難勧告等の発令について	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている ・府県管理河川（洪水予報河川・水位周知河川）では、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている ・水機構では、ダムのゲート放流開始時、洪水調節時等に関係機関へ放流通知を行うとともに、一般住民に向けてサイレン・スピーカー放送により周知を行っている ・災害発生への恐れがある場合には、国交省事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される ・空振りの避難勧告が多発した場合に信憑性が薄れる ・災害時に躊躇なく避難勧告などの発令ができるよう、事前に客観的な指標で時系列ごとに整理した避難行動計画の策定が十分なされていない ・広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準が十分整備されていない 	C
		<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大外力時に対して、要援護者など災害弱者を想定した避難勧告の発令となっていない 	D
		<ul style="list-style-type: none"> ・現状の洪水予報文では、対象区域・切迫感が伝わりにくい 	E
避難場所、避難経路について	<ul style="list-style-type: none"> ・H14に公表された浸水想定区域図（三重県では1/100規模の浸水想定区域図）をもとに、各自治体にてハザードマップを作成している ・避難経路については、自主防災組織・住民に委ねている 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のハザードマップにある避難場所は、計画規模を超える洪水により浸水する場合を想定していない 	F
		<ul style="list-style-type: none"> ・浸水エリア内に避難場所や避難経路が指定されている ・避難経路が表示されていないハザードマップがある ・要援護者など災害弱者を考慮した避難場所・避難経路となっていない 	G
住民等への情報伝達の体制や方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線を整備してきている ・避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ伝達する ・防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している 	<ul style="list-style-type: none"> ・メールやWEB等の通信手段では、高齢者等に防災情報が伝わりにくい ・住民に対し切迫感が伝わっていない ・住民の防災意識・知識が十分でない ・豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい 	H
避難誘導體制について	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の表示板を設置している 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に配慮した避難計画となっていない ・夜間などの避難勧告発令時期のタイミングが難しい ・要援護者など災害弱者の避難誘導體制が確保されていない 	I
避難に関する啓発活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では特に無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない 	J

○現状の水害リスク情報や取組状況の課題

②水防に関する事項

項目	現状	課題	課題の対応
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所の水位により水防警報を発令している ・水機構では、HPにて、ダム諸量等のリアルタイム情報を提供している 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地点等の河川水位、ダム貯水位しか情報提供がなされていない 	K
河川の巡視区間について	<ul style="list-style-type: none"> ・出水時において、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ・自治体・消防団等と、洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象区間が広範囲であり、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定期間・共有が十分にされていない 	L
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、国交省事務所・出張所・防災ステーション等に水防資機材を備蓄している 	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の過不足の確認ができていないため、資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある ・国交省と自治体・水機構の非常時の相互支援方法が十分確認されていない 	M
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎に災害対策本部を設置して対応する ・堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分にできていない施設がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する ・庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される 	N
		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模工場等での水害リスクや浸水対策に対する知識が不足している 	O
水防体制	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ・防災組織の協議会を設置している ・自主防災組織への資機材の補助を行っている ・国と関連自治体が共同で重要水防箇所の点検を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団構成員の高齢化が顕著である ・自主防災組織の組織率が低下している 	P
		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制の不備により出動初動体制が混乱している 	Q

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	現状	課題	課題の対応
排水施設、排水資機材の操作・運用について	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省では、浸水発生時に排水ポンプ車等を投入し、宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽減させる ・水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生後、速やかに被害状況の把握が出来ていない ・排水ポンプ車の最適配置計画がない ・ボランティア活動等の支援活動の効率的な運用（活用）が出来ていない 	R

④河川管理施設に関する事項

項目	現状	課題	課題の対応
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の浸水被害などを踏まえて、河川改修を実施してきている 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水の流下に対して、河積が狭小な区間がある 	S
		<ul style="list-style-type: none"> ・完成された堤防とするには時間、費用を要する 	T

○現状の土砂災害リスク情報や取組状況の課題

①情報伝達、避難行動に関する事項

項目	現状	課題	課題の対応
想定される土砂災害リスクの周知	・土砂災害防止法による土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定している	・基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない区域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない	U
	・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を地域防災計画に反映している	・近年に指定されたものが、地域防災計画に反映されていない地区がある	V
	・土砂災害リスクのハザードマップを作成している	・ハザードマップが未作成の地区がある	W
土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制について	・府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発令している ・府県から市町村に土砂災害警戒情報を伝達し、市町村で住民への避難勧告等の発令を判断している ・気象台から、報道機関に情報提供を行い、テレビのテロップ等で住民に情報提供している	・避難勧告が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される ・空振りの避難勧告が多発した場合に信憑性が薄れる	X
避難判断基準について	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂警戒情報が発表されて、首長が必要と判断したときに発令している ・近隣で前兆現象などが確認されたときに発令している	・避難判断基準が客観的なものになっていない ・土砂災害に関する避難勧告等の発令基準の制定が十分でない	Y
避難指示・勧告の伝達方法について	・防災行政無線、携帯メール、ラジオ、広報車等で伝達周知する	・メールやWEB等の通信手段では、高齢者等に防災情報が伝わりにくい ・住民に対し切迫感が伝わっていない ・住民の防災意識・知識が十分でない ・豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい	Z
要配慮施設等への伝達方法について	・自治会長等を通じて、対象者へ伝達する ・緊急の場合や適切な情報手段がない場合は、支援者等が対象者宅を直接訪問して、情報を伝達する	・要配慮施設や要支援者が把握し切れておらず、直接伝達する場合の担当者が決まっていない	AA
避難に関する啓発活動について	・三重県では、市町担当者を対象に、土砂災害警戒避難ガイドラインなどを説明している ・京都府では、小学校に出前講座を実施している	・土砂災害経験の無い世代への防災意識の伝承が十分でない	AB

②防災に関する事項

項目	現状	課題	課題の対応
土砂災害警戒区域等の巡視について	・自治体・消防団等と、土砂災害に対しリスクの高い箇所の合同巡視を実施している。	・対象範囲が広く、優先的に防災活動を実施すべき箇所の特定・共有が十分にされていない	AC
防災体制	・避難訓練を実施している	・大規模土砂災害の経験がなく、連絡体制の不備による出動初動体制の混乱が懸念される	AD
市町村での土砂災害時における対応について	・本庁舎に災害対策本部を設置して対応する。	・大規模土砂災害時には、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障を来すことが懸念される	AE

○現状の複合災害リスク情報や取組状況の課題

①情報伝達、避難行動に関する事項

項目	現状	課題	課題の対応
想定される複合災害リスクについて	-	・水害と土砂災害が同時に発生した場合の災害リスクを想定できていない	AF

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（国・県）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	課題の 対応	近畿地方整備局	気象庁	水機構 (木津川ダム総管)	三重県	奈良県	京都府
想定される浸水リスクの周知	A B	・淀川水系（木津川上流河川事務所管内）で既往著名洪水の実績降雨×2倍の浸水想定区域図を公表している	-	-	・計画規模相当の降雨による浸水想定区域図を公表している	・計画規模相当の降雨による浸水想定区域図を公表している	・計画規模相当の降雨による浸水想定区域図を公表している
避難勧告等の発令	C D E	・国土交通省と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている。 ・災害発生時の恐れがある場合には、国交省事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を周知。	・ダムへのゲート放流開始時、急激放流時、洪水調節時、異常洪水時防災操作時等に関係機関へ放流通知を行うとともに一般住民に向けてサイレン・スピーカー放送により周知を行っている。 ・災害発生時の恐れがある場合には、木津川総管所長等から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	・県が管理する水位周知河川では、自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている。	・県が管理する水位周知河川等では、危険水位到達情報等を、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。	・府が管理する洪水予報河川等では、県と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・山城南土木事務所管内では、洪水予報河川はなく、水位周知河川においては、特別警戒水位に達した際には、関係市町村・関係機関に連絡を行っている。
避難場所、避難経路	F G	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成を支援している。	-	-	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成を支援している。	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成を支援している。	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成を支援している。
住民等への情報伝達体制や方法	H	-	-	-	-	-	-
避難誘導体制	I	-	-	-	-	-	-
避難に関する啓発活動	J	-	-	-	-	-	-

②水防に関する事項

項目	課題の 対応	近畿地方整備局	気象庁	水機構 (木津川ダム総管)	三重県	奈良県	京都府
河川水位等に係る情報提供	K	・基準観測所の水位により水防警報を発令。	-	・水資源機構 関西・吉野川支社淀川本部ホームページにて、ダム諸量等のリアルタイム情報を提供。	・基準観測所の水位により水防警報を発令。	・基準観測所の水位により水防警報を発令。	・基準観測所の水位により水防警報を発令。
河川の巡視区間	L	・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。 ・自治体、消防団等と洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施。	-	・関係機関への放流通知にあわせて、河川巡視とサイレン・スピーカー放送による放流警報を実施。	・出水期前には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。	・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。	・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。
水防資機材の整備状況	M	・事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄。	-	・木津総管、高山ダム、布目ダム、室生ダムに「地域防災連携窓口」を設置し、各事務所が所有する備蓄資機材を提供できる体制を構築。	・水防倉庫に水防資機材を備蓄。	・各事務所水防倉庫に水防機材を備蓄。	・庁舎等に水防機材を備蓄。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	N O	-	-	-	-	-	-

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（国・県）

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	課題の 対応	近畿地方整備局	気象庁	水機構 (木津川ダム総管)	三重県	奈良県	京都府
排水施設、 排水資機材 の操作・運用	R	・浸水発生時には、排水ポンプ車を投入し 宅地及び公共施設等の浸水被害長期化を軽 減させる。	-	・水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄 水装置等の貸与及び職員派遣等の支援可 能。	-	-	-

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（各市町村－名張ブロック）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	課題の対応	三重県名張市	三重県津市	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県曽爾村	奈良県御杖村
避難勧告等の発令	C D E	(1)避難準備情報 ・名張水位観測所において、水位が6.00m【はん濫注意水位（警戒水位）】を超過するなど、さらに水位が上昇する見込みがある場合で市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。	(1)避難準備情報 ・氾濫危険水位を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発令する。	(1)避難準備情報 ・警報に言及した大雨注意報が発表され、気象情報や降水短時間雨量予報により、深夜・早朝に避難が必要となるのが想定されるとき。 ・はん濫警戒情報が発表され、名張観測所の水位が避難判断水位を超える予想もしくは超過し、上流域で気象情報や降水短時間予報で更に降雨が予想されるとき。 ・降雨を伴う台風等が夜明けから明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき。	(1)避難準備情報 ・大雨警報(浸水害)又は水防警報(洪水予報を含む)が発表され、基準地点の水位が、避難判断水位に到達した場合 ・大雨警報(浸水害)が発表され、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害の危険が高いと判断される場合	(1)避難準備情報 水位がはん濫注意水位に到達し、引き続き降雨が予想されるとき。大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表され、降水短時間予報で上流部に引き続き降雨が予想されるとき。これらを総合的に判断して決定し、村長は、必要な地域に対し避難準備情報を発表するとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。	(1)避難準備情報 ①大雨警報(土砂災害)が発令され、降雨が続いている状況で、奈良県と奈良地方気象台から「土砂災害警戒情報」が発表された段階で「奈良県土砂災害・防災情報システム」の情報により、「レベル1（2時間以内に土砂災害発生危険基準値超過が予想）」に到達したとき
		(2)避難勧告 ・名張水位観測所において、水位が6.80m【避難判断水位（特別警戒水位）】を超過するなど、さらに水位が上昇する見込みがある場合で市長が必要と判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が明らかに高まった状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。	(2)避難勧告 ・氾濫危険水位を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発令する。	(2)避難勧告 ・名張観測所の水位が、はん濫警戒情報により、はん濫危険水位を超える予想もしくは超過したとき（上流域で解析雨量により降水量が50mmを超える場合は急激な増水による氾濫のおそれ를考慮する。） ・大雨警報(浸水害)が発表され、桐山雨量局の時間雨量や該当河川上流域で解析雨量により降水量が50mmを超え、気象情報や降水短時間予報で更に降雨が予想されるとき。 ・水防団等から避難の必要性に関する通報があったとき。 ・浸水の発生に関する情報が住民から通報されたとき。	(2)避難勧告 ・大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 ・大雨警報(浸水害)又は水防警報(洪水予報を含む)が発表され、基準地点の水位が、避難判断水位を超過し、更に水位が上昇すると予測される場合 ・大雨警報(浸水害)が発表され、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害の危険が極めて高いと判断される場合 ・破堤につながるような漏水等が発見された場合	(2)避難勧告 大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表され、累積雨量が300mmを超え、引き続き降雨が予想されるとき等、村長が必要と認めるときは、該当する地域に対し避難勧告を発表する。	(2)避難勧告 ①大雨警報(土砂災害)が発令され、降雨が続いている状況で、奈良県と奈良地方気象台から「土砂災害警戒情報」が発表された段階で「奈良県土砂災害・防災情報システム」の情報により、「レベル2（1時間以内に土砂災害発生危険基準値超過が予想）」に到達したとき ②近隣で土砂災害の前兆現象が発見されたとき ③国土交通省又は奈良県から「土砂災害緊急情報」が発表された場合
		(3)避難指示 ・名張水位観測所において、水位が7.60m【はん濫危険水位（危険水位）】を超過するなど、さらに水位が急激に上昇する見込みがある場合で市長が必要であると判断したとき。 ・市及び関係機関の河川巡視報告や地域住民からの情報提供等により、人的被害発生の可能性が非常に高い状況であり、市長が必要であると判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。	(3)避難指示 ・堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水溢水のおそれがあるとき、又は決壊や越流を確認したとき）に発令する。	(3)避難指示 ・避難勧告による立退き避難、あるいは屋内安全確保が十分でなく、再度、避難行動を住民に促す必要があるとき。 ・名張川のはん濫発生情報が発表されたとき。 ・河川の氾濫が発生し、近隣住家に影響するおそれがあるとき。	(3)避難指示 ・大雨警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)又は水防警報(洪水予報を含む)が発表され、基準地点の水位が計画高水位に到達した場合、又は氾濫した場合 ・大雨警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)又は水防警報(洪水予報を含む)が発表され、近隣で既に洪水による浸水が発生し、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害が拡大するおそれがあると判断される場合	(3)避難指示 引き続き水位の上昇が見込まれ、人的被害の発生可能性が非常に高いと村長が判断した場合は、避難指示に切り替える。	(3)避難指示 ①大雨警報(土砂災害)が発令され、降雨が続いている状況で、奈良県と奈良地方気象台から「土砂災害警戒情報」が発表された段階で「奈良県土砂災害・防災情報システム」の情報により、「レベル3（現在、土砂災害発生危険基準値超過）」に到達したとき ②近隣で土砂災害が発生したとき ③国土交通省又は奈良県から「土砂災害緊急情報」が発表された場合
避難場所、避難経路	F G	・洪水・土砂災害ハザードマップを全戸配布して周知周知（避難経路については表示なし）	・ハザードマップにより周知（避難経路については、表示がない）	・ハザードマップにより周知（避難経路については、表示がない）	・ハザードマップにより周知（避難経路については、表示がない）	・地域防災マップを作成予定	小中学校や公民館などの公共施設。避難経路については指定していない。
住民等への情報伝達体制や方法	H	・避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、防災ほつメール、FMなばり、拡声器付広報車等により住民に伝達する。	・避難勧告等が発令した場合は、以下の手段で住民に伝達する。 同報系防災行政無線 津市防災情報メール（多言語版を含む） ファックス配信 エリアメール CATV 広報車	・避難勧告等が発令された場合は、村防災行政無線、広報車等により地区住民に伝達する。	・避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、CATV自主放送、緊急速報メール、登録メール、拡声器付広報車、市職員・消防団員による巡回等により住民に伝達する。 緊急速報メール ホームページ 防災行政無線	・避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、村職員・消防団員による巡回等により住民に伝達する。 緊急速報メール ホームページ 防災行政無線 広報車の利用等	避難準備情報・勧告・指示を発令した場合は、村防災行政無線、村防災情報提供システム（有線放送）、緊急速報メール（緊急エリアメール）、消防団車輛等により、避難対象地域の住民への情報周知を行う。
避難誘導体制	I	・警察・消防団・自主防災組織（自治会）などが行うと考えられるが、特に体制は決められていない。	・市は、自主防災組織等と協力し危険箇所・火災の発生状況を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行う。 避難にあたっては、避難行動要支援者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性を考慮する。	村職員、消防団員、警察官等が行う。	・市・警察・消防団・自主防災組織（自治会）などが行うことになっておるが、計画に沿った避難支援を行うため避難誘導マニュアルの策定が急務である。	・村職員・消防団・自主防災組織（自治会）などが避難誘導に努める。	消防団、警察官、自主防災組織、施設管理者等の協力により組織的に避難誘導に努める。
避難に関する啓発活動	J	-	-	-	-	-	-

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（各市町村－名張ブロック）

②水防に関する事項

項目	課題の対応	三重県名張市	三重県津市	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県曽爾村	奈良県御杖村
河川水位等に係る情報提供	K	・消防団へは、市消防本部から連絡をしている。 ・市ホームページにて、国土交通省の「川の防災情報」のページのリンクを掲載している。	・市ホームページにて、国土交通省の「川の防災情報」のページリンクを掲載している。 ・関係機関等に対しては、災害対策本部からFAX等により連絡することとしている。			・村ホームページにて、国土交通省の「川の防災情報」のページのリンクを掲載している。	
河川の巡視区間	L	・各消防団の受持区域があり、出動指令を受けて巡視を実施する。	・各水防団（消防団）が管轄する水防管轄河川や重要水防箇所について、出動指令を受けて巡視を実施する。		・各水防団（消防団）の受け持ち区間（水防警戒受け持ち区間図）があり、出動指令を受けて巡視を実施する。	・各消防団の受け持ち区間を出動指令を受けて巡視を実施する。	・消防団等による巡視を実施。
水防資機材の整備状況	M	・水防倉庫に、資機材を備蓄。	・市内の消防署にて水防資機材を備蓄している。			・防災備蓄倉庫を整備予定。	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	NO	特になし。	・本庁舎における水害時の対応としては、災害対策本部の代替え地として、第1候補地から第4候補地まで選定している。		・本庁舎に災害対策本部及び被災者総合支援センターを設置して対応する（浸水想定区域外）	・村庁舎に災害対策本部を設置して対応する。	役場庁舎に災害対策本部を設置し、対応。

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	課題の対応	三重県名張市	三重県津市	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県曽爾村	奈良県御杖村
排水施設、排水資機材の操作・運用	R	特になし。	・下水道局、農林水産部において、管理・運用を行っている。				

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（各市町村－伊賀ブロック）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	課題の対応	三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村
避難勧告等の発令	C D E	(1)避難準備情報 避難準備情報に関係した洪水注意報等が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長（本部長）が必要と認めるとき、または河川の水位が避難判断水位を超え、特別警戒水位情報が公表され、さらに水位の上昇が見込まれるなどの状況を総合的に判断し、市は、必要な地域に対し避難準備情報を発表するとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。	(1)避難準備情報 ・水防警報の通知を受けた時で大雨洪水に関する警報が発令された時 ・岩倉又は島ヶ原（三重県伊賀市）の量水標にてはん濫注意水位に到達した時	(1)避難準備情報 避難準備情報に関係した洪水注意報等が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長（本部長）が必要と認めるとき、または河川の水位が避難判断水位を超え、特別警戒水位情報が公表され、さらに水位の上昇が見込まれるなどの状況を総合的に判断し、村は、必要な地域に対し避難準備情報を発表するとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。
		(2)避難勧告 洪水警報が発表され市長（本部長）が必要と認めるときは、該当する地域に対し避難勧告を発表する。	(2)避難勧告 ・岩倉又は島ヶ原（三重県伊賀市）の量水標にてはん濫危険水位に到達すると予想される時 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した時	(2)避難勧告 洪水警報が発表され市長（本部長）が必要と認めるときは、該当する地域に対し避難勧告を発表する。
		(3)避難指示 人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長（本部長）が判断した場合は、避難指示に切り替える。 ※タイムラインの事例あり	(3)避難指示 ・岩倉又は島ヶ原（三重県伊賀市）の量水標にてはん濫危険水位に到達した時 ・破堤を確認した時 ・河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した時	(3)避難指示 人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長（本部長）が判断した場合は、避難指示に切り替える。 ※タイムラインの事例あり
避難場所、避難経路	F G	・ハザードマップにより周知（避難経路については、表示がない）	・ハザードマップにより周知（避難経路については、表示がない）	・ハザードマップにより周知（避難経路については、表示がない）
住民等への情報伝達体制や方法	H	・避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員・消防団員による巡回等により住民に伝達する。 緊急速報メール ホームページ 防災行政無線 広報車の利用 ケーブルテレビの文字放送 公式フェイスブック Lアラート	避難準備情報・勧告・指示を発令した場合は、下記により住民に伝達する。 ・町防災行政無線 ・広報車 ・緊急速報メール（緊急エリアメール） ・放送機関 ・個別訪問（周知徹底が困難な場合）	・避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、村職員・消防団員による巡回等により住民に伝達する。 緊急速報メール ホームページ 防災行政無線 広報車の利用
避難誘導体制	I	・市・警察・消防団・自主防災組織（自治会）などが行うことになっておるが、計画に沿った避難支援を行うため避難誘導マニュアルの策定が急務である。	・町職員・消防団・自主防災組織等が避難誘導に努める。	・村・警察・消防団・自主防災組織（自治会）などが行うことになっておるが、計画に沿った避難支援を行うため避難誘導マニュアルの策定が急務である。
避難に関する啓発活動	J	-	-	-

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（各市町村－伊賀ブロック）

②水防に関する事項

項目	課題の対応	三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村
河川水位等に係る情報提供	K	・水防団等へ市消防本部から連絡をしている。 ・市ホームページの「危機管理情報」の中で、国土交通省の「川の防災情報」のページのリンクを掲載している。	-	-
河川の巡視区間	L	・各水防団の受け持ち区間（水防警戒受け持ち区間図）があり、出動指令を受けて巡視を実施する。	・消防団等による巡視を実施。	・消防団等による巡視を実施。
水防資機材の整備状況	M	・排水ポンプ車1台（30 t /分）を配備している。	水防倉庫に土のう袋・鉄杭を備蓄	-
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	N O	・本庁舎に災害対策本部及び被災者総合支援センターを設置して対応する（浸水想定区域外） ・災害拠点病院である上野総合市民病院に地域災害医療センターを設置して対応する（浸水想定区域外）	本庁舎に災害対策本部を設置して対応する	・本庁舎に災害対策本部を設置して対応する（浸水想定区域外）

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	課題の対応	三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村
排水施設、排水資機材の操作・運用	R	市内に1つの排水機場（小田）があり通常時は無人だが、大雨等で水門が閉まった際に消防団員が配置され、内水が上がった時排水を行う。	-	-

○現状の土砂災害リスク情報や取組状況の共有（国・県）

①土砂災害防止法に基づく事項

項目	課題の 対応	近畿地方整備局	気象庁	水機構 (木津川ダム総管)	三重県	奈良県	京都府
想定される土砂災害リスクの周知	U V W	基礎調査の実施状況	基礎調査の実施状況	基礎調査の実施状況	基礎調査の実施状況	基礎調査の実施状況	基礎調査の実施状況
		-	-	-	進捗率48% (伊賀建設事務所管内H28年3月31日現在)	土砂災害特別警戒区域の調査を平成30年度未完了、指定を平成31年度未までの完了を目標としている。	山城南土木事務所管内については、実施済
		基礎調査の公表状況	基礎調査の公表状況	基礎調査の公表状況	基礎調査の公表状況	基礎調査の公表状況	基礎調査の公表状況
-	-	-	進捗率48% (伊賀建設事務所管内H28年3月31日現在)	基礎調査実施後、随時調査結果を公表している。	山城南土木事務所管内については、公表済	山城南土木事務所管内については、公表済	
土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の指定状況
-	-	-	進捗率38% (伊賀建設事務所管内H28年3月31日現在)	土砂災害警戒区域等の指定完了。 イエロー区域についてはH27年5月に指定完了。レッド区域についてはH28年3月に1,349区域を指定し、合計1,436区域の指定が完了。	イエロー区域についてはH27年5月に指定完了。レッド区域についてはH28年3月に1,349区域を指定し、合計1,436区域の指定が完了。	山城南土木事務所管内については、概ね指定済（残り地すべり2カ所）	

②情報伝達、避難行動に関する事項

項目	課題の 対応	近畿地方整備局	気象庁	水機構 (木津川ダム総管)	三重県	奈良県	京都府
土砂災害警戒情報発令体制	X	-	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、三重県と津地方気象台が共同で発表して、自治体への連絡、報道機関を通じて住民へ周知を行っている。 また、ホームページ上で「土砂災害警戒判定メッシュ情報」により土砂災害発生危険度分布を地図上で5km四方の領域（メッシュ）ごとに表示している。 本年5月24日より、危険度の高まっている地域が分かりやすく伝えるようにメッシュ情報に道路・鉄道・河川等の身近な地理情報を重ねて表示するように改善したことにより、住民にとって土砂災害による命の危険が切迫していることが自分のこととして捉えられるようになり、住民の主体的避難の促進が期待できる。	-	気象庁と共同で土砂災害警戒情報を発令している。（FAX及び着信確認にて各市町へ避難勧告等の検討を要請）	気象台と県の砂防・災害対策課で連携方式で土砂災害警戒情報の発表作業を行い、奈良県及び気象庁のHP上で発表を行う。	京都府砂防課と京都地方気象台が共同で発表
土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制	X	-	-	-	各市町内に1箇所でも注意・警戒・危険の情報が出た場合に、当該市町の危機管理者携帯電話あてに土砂災害危険度情報の自動配信を行っている。	県から市町村及び管轄土木事務所に電話連絡、気象台からインターネット防災情報提供システムで土砂災害警戒情報発表の通知を行い、避難勧告等の発表の検討を促す。	京都府から市町村に土砂災害警戒情報を伝達、インターネットでも情報提供。市町村で住民への避難勧告等の発令を判断。京都地方気象台から、報道機関に情報提供。テレビのテロップ等で住民に情報提供。
避難判断基準	Y	-	-	-	-	-	-
避難指示・勧告の伝達方法	Z	-	-	-	-	-	-
避難解除判断基準	Y	-	-	-	-	-	-
要配慮施設等への伝達方法	AA	-	-	-	-	-	-

○現状の土砂災害リスク情報や取組状況の共有（市町村－名張ブロック）

①土砂災害防止法に基づく事項

項目	課題の対応	三重県名張市	三重県津市	奈良県曽爾村	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県御杖村
想定される土砂災害リスクの周知	U V W	警戒避難体制、地域防災計画への反映 「警戒区域における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知するよう努める」として地域防災計画に反映している。	警戒避難体制、地域防災計画への反映 津市地域防災計画に警戒避難体制の項目を設け、反映している。	警戒避難体制、地域防災計画への反映 平成21年までの指定分を反映	警戒避難体制、地域防災計画への反映	警戒避難体制、地域防災計画への反映 ○地域防災計画に記載 土砂災害の特徴、土砂災害発生時の避難方法、避難時の注意事項等について、ハザードマップの配布や防災訓練の実施等により、住民及び自主防災組織に対し周知徹底を図るとともに、人命保護を第一に警戒区域ごとに必要な事項を定め、警戒避難体制を整備する。なお、避難勧告等判断・伝達マニュアル等を別途作成する。	警戒避難体制、地域防災計画への反映 村地域防災計画には、避難誘導及び避難勧告又は避難指示等の必要な対策について記載している。
		ハザードマップ作成 「名張市洪水・土砂災害ハザードマップ」を平成24年9月に全戸配布済み	ハザードマップ作成 土砂災害警戒区域に指定されている地区については、全て作成し、全戸配布済み	ハザードマップ作成 平成23年奈良県作成	ハザードマップ作成 平成24年作成、全戸配布済み。	ハザードマップ作成 平成28年3月作成、6月全戸配布済み	ハザードマップ作成 既に指定されているイエローゾーンをハザードマップに記載し作成済である。また平成29年度末までに、村内全域で土砂災害特別警戒区域の指定に係る調査を実施予定である。

②情報伝達、避難行動に関する事項

項目	課題の対応	三重県名張市	三重県津市	奈良県曽爾村	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県御杖村
土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制	X	市災害対策本部内での情報共有	市災害対策本部で避難準備情報発令の判断を行う。避難準備情報発令の際は、同報系防災行政無線、津市防災情報メール、ファックス、エリアメール、CATV、広報車等で情報を伝達する。	防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、広報車の利用等	・村防災行政無線、広報車等により地区住民に伝播する。	・調整中	避難準備情報・勧告・指示を発令した場合は、村防災行政無線、村防災情報提供システム（有線放送）、緊急速報メール（緊急エリアメール）、消防団車輛等により、避難対象地域の住民への情報周知を行う。
避難判断基準	Y	大雨警報（土砂災害）発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表され、市長が必要と判断したとき等	・津市土砂災害情報相互通シテムにおいて土砂災害危険度情報が赤色（危険）となったとき、又は赤色（危険）となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化）	・避難準備情報 大雨警報（土砂災害）が発表され、累積雨量が250mm程度となるなど、これらを総合的に判断して決定し、村長は、必要な地域に対し避難準備情報を発表するとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。 ・避難勧告 土砂災害警戒情報が発表され、累積雨量も含め、今後雨量が300mmを超過することが予想されるとき。 ・避難指示 大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報の実況で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したときなど。	・大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき。 ・「奈良県土砂災害・防災情報提供システム危険予測図」が、レベル1（2時間以内に基準値超過を予想（黄色））を示しているとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、溪流の水量の変化）が発見されたとき。	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ・大雨注意報が発表され、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性がある場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁り溪流の水量の変化等）が発見された場合	大雨警報（土砂災害）が発令され、降雨が続いている状況で、奈良県と奈良地方気象台から「土砂災害警戒情報」が発令された段階で「奈良県土砂災害・防災情報システム」の情報によりレベル1（2時間以内に土砂災害発生危険基準値超過が予想）に到達したとき。
避難指示・勧告の伝達方法	Z	防災行政無線、防災ほつとメール、FMなばり、市広報車等での伝達周知	同報系防災行政無線、津市防災情報メール、ファックス、エリアメール、CATV、広報車等で情報を伝達する。	・防災行政無線、拡声器付広報車、村職員・消防団員による巡回等により住民に伝達する。	・村防災行政無線、広報車等により地区住民に伝播する。	・防災行政無線、CATV自主放送、緊急速報メール、登録メール、広報車等	村防災情報提供システム（有線放送）、サイレン、広報車の巡回により伝達その他、消防署、警察署、消防団、自主防災組織、自治会長等の協力による戸別巡回により伝達。 緊急エリアメールの配信についても整備済み
避難解除判断基準	Y	取り決めなし	取り決めなし	・土砂災害警戒情報が解除され、かつ現地調査を行い、安全を確認したとき	取り決めなし	・整備中	①土砂災害警戒情報の解除 ②土砂災害緊急情報の解除 ③大雨警報（土砂災害）の解除 ④今後の気象情報
要配慮施設等への伝達方法	AA	土砂災害警戒情報などの情報を、所管部局等を通じて伝達する。	FAXにより伝達する。	各関係機関より伝達	・村防災行政無線、広報車等により地区住民に伝播する。	・防災行政無線戸別受信機の配備を予定（平成28年度完了予定）	村防災情報提供システム（有線放送）、サイレン、広報車の巡回により伝達その他、消防署、警察署、消防団、自主防災組織、自治会長等の協力による戸別巡回により伝達。

○現状の土砂災害リスク情報や取組状況の共有（市町村－伊賀ブロック）

①土砂災害防止法に基づく事項

項目	課題の対応	三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村
想定される土砂災害リスクの周知	U V W	警戒避難体制、地域防災計画への反映 地域防災計画に反映済。	警戒避難体制、地域防災計画への反映 地域防災計画に反映済	警戒避難体制、地域防災計画への反映 現在地域防災計画へ反映中
		ハザードマップ作成 「伊賀市土砂災害ハザードマップ」を諏訪、島ヶ原、河合、新居、三田の地区を作成済配布。 平成28年度は、大山田、矢持、博要地区を作成、配布予定。	ハザードマップ作成 平成25年度作成済みだが、最新ではない。	ハザードマップ作成 作成済み。村内全戸に配布済み

②情報伝達、避難行動に関する事項

項目	課題の対応	三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村
土砂災害警戒情報発令から避難判断の情報連絡体制	X	電話又はファックス、行政情報チャンネル、防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール等、広報車等を活用して、各施設、各地域に避難情報の周知を図る。 同時に、該当する地域の住民自治協議会長、自治会長等に状況に応じ連絡する。	災害警戒・対策本部の設置	防災行政無線、緊急速報メール、広報車等を活用して各地域に避難情報の周知を図る。
避難判断基準	Y	(避難準備情報) ・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表され、市長が必要と判断したとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化など）が確認され、市長が必要と判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。 (避難勧告) ・土砂災害危険度情報が赤色（危険）となったとき、又は赤色（危険）となる見込みが非常に高いときで、市長が必要と判断したとき。 ・近隣で前兆現象（溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等の亀裂など）が確認され、市長が必要と判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。 (避難指示) ・近隣で土砂災害が発生し、市長が必要と判断したとき。 ・近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂など）が確認され、市長が必要と判断したとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。	避難準備情報) ・町内の観測局で2時間後にCL（土砂災害発生基準線）を超えることが予想される時 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された時 (避難勧告) ・町内の観測局で1時間後にCL（土砂災害発生基準線）を超えることが予想される時 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された時 (避難指示) ・町内の観測局でCL（土砂災害発生基準線）を超えた時 ・近隣で土砂災害が発生あるいは土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された時	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ・近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁り溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示・勧告の伝達方法	Z	電話又はファックス、行政情報チャンネル、防災行政無線、市ホームページ、携帯メール、緊急速報メール等、広報車等を活用。	町防災行政無線、広報車、緊急速報メール（緊急エリアメール）、放送機関、個別訪問（周知徹底が困難な場合）を活用	防災行政無線、緊急速報メール、広報車等を活用
避難解除判断基準	Y	土砂災害警戒情報が解除されたとき。ただし、土砂災害や前兆現象が発生した地区は現地の安全が確認されたとき。	取決め無し	土砂災害警戒情報が解除され、かつ現地調査を行い、安全を確認したとき
要配慮施設等への伝達方法	AA	(1) 避難準備情報等については、市防災行政無線等を活用して伝達するとともに、市から各住民自治協議会長や、各自治会長へ連絡をとり、各住民自治協議会長や、各自治会長を通じて災害時要援護者及び避難支援者等へ伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、災害時要援護者等に対し確実に情報伝達する。 (2) 保育所、病院、介護保険施設などの災害時要援護者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位の水位到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。 なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が災害時要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。	各情報システム等を通じて伝達する	土砂災害警戒情報などの情報を所管部局などを通じて伝達する

○目標を達成するための具体的な取り組み【水災害】

○：実施予定、●：実施済み、-：対象なし

項目	事項	主な内容	課題の対応	目標時期	関係機関														地域住民	
					名張ブロック					伊賀ブロック			三重県	奈良県	京都府	水機構（木津川ダム総管）	国			
					三重県名張市	三重県津市	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県曾爾村	奈良県御杖村	三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町					京都府相楽郡南山城村	気象庁		近畿地整
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																				
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																				
		①避難勧告に着目したタイムラインを策定する。	C	H28年度から順次実施	●	●	○	○	○	○	●	○	●	-	-	-	-	-	-	-
		②参加市町村による広域避難計画の策定を行う。	G	H29年度から順次実施	○	○	●	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		③広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直しを行う。	C	H29年度から順次実施	○	○	●	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		④わかりやすい洪水予報文の改良と運用	E	H28年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
		⑤地区別の発令情報、及び発令基準等の検討	C	H28年度から順次実施	○	●	-	-	○	-	●	-	-	-	-	●	-	○	○	-
		⑥要援護者を考慮した避難勧告等発令基準の見直しを行う	D	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		⑦ダム警報局スピーカーの有効活用	H	H28年度から順次実施	●	-	○	○	-	-	-	●	●	-	-	-	○	-	-	-
(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																				
		①想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表を行う。	A	国：H28年度府県：H28年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-
		②想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表を行う。	B	国：H28年度府県：H28年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-
		③広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知を行う。	F	H28年度から順次実施	○	○	●	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		④首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	Q	H28年度から順次実施	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑤日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まちごとハザードマップを整備していく。	F	H28年度から順次実施	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		⑥小中学校における水災害教育を実施する。	J	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進	I	H28年度から順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		⑧効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成する	J	H28年度から順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑨ダムの防災操作や放流連絡体制の周知を行う。	J	引き続き実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-
(3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																				
		①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の発信を行う。	H	引き続き実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-
		①'住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、プッシュ型情報の発信について現在検討中（早期実施予定）	H	H29年度以降順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		②円滑かつ迅速な避難に資する施設（ハード）整備を行う。	H	H28年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		③避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線の普及（無線のデジタル化等）	H	H28年度から順次実施	○	●	○	○	●	●	○	●	●	-	-	-	-	-	-	-
		④避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等	H	H28年度から順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	-	-	●	-
		⑤防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため、水位計やCCTVカメラの情報を提供（配信）	H	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	●	●	●	●	-	○
		⑥緊急放送をよりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討を行う	H	引き続き実施	-	●	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		⑦豪雨等災害情報を市町村へよりわかりやすく伝えるため、電光表示板を用いた文字表示による情報提供を行う	H	引き続き実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-

○目標を達成するための具体的な取り組み【水災害】

○：実施予定、●：実施済み、－：対象なし

項目	事項	主な内容	課題の対応	目標時期	関係機関														地域住民	
					名張ブロック					伊賀ブロック				三重県	奈良県	京都府	水機構（木津川ダム総管）	国		
					三重県名張市	三重県津市	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県曽爾村	奈良県御杖村	三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村					気象庁		近畿地整
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み																				
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																				
		①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	Q	H28年度から順次実施	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		②毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を行う。	L	H28年度から順次実施	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		③水防団の円滑な水防活動を支援するため簡易水位計や量水標等の設置を行う。	K	H29年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-			
		④迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備、水防資機材の全体配置計画の見直し（運搬ルート含む）を行う。	M	H28年度から順次実施	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-			
		⑤毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施する。	Q	H28年度から順次実施	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		⑥住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の発信を行う。	K	引き続き実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●			
		⑥'住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、プッシュ型情報の発信について現在検討中（早期実施予定）	K	H29年度以降順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-			
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																				
		①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進する。	P	H28年度から順次実施	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		②大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	O	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み																				
		①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）を作成する。	R	H28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○			
		②排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施する。	R	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		③排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策を行う。	N	H28年度から順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			
		④BCP（事業継続計画）を作成する。	N	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

○目標を達成するための具体的な取り組み【土砂災害】

○：実施予定、●：実施済み、－：対象なし

項目	主な内容	課題の対応	目標時期	関係機関																
				名張ブロック						伊賀ブロック				三重県	奈良県	京都府	水機構（木津川ダム総管）	国		地域住民
				三重県名張市	三重県津市	奈良県曽爾村	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県御杖村	三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村	気象庁					近畿地整		
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取り組み																				
(1) 土砂災害防止法に基づく事項																				
	①基礎調査の実施	U	H28年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	●	-	-	-	-	
	②基礎調査の公表	U	H28年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	●	-	-	-	-	
	③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	U	H28年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	
	④地域防災計画への反映	V	H28年度から順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	○	-	-	-	-	-	-	-	
	⑤ハザードマップ作成	W	H28年度から順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	
(2) 情報伝達、避難計画等に関する事項																				
	①土砂災害警戒情報～避難勧告 タイムラインの作成	X	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
	②地域避難計画（自治会単位）の作成	AA	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
	③避難勧告等の発令基準の見直し、客観化	Y	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
	④わかりやすい情報提示手法の検討	Z	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
	⑤教育、啓発活動の実施	AB	引き続き実施	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	
	⑥災害予測手法、システムの整備	Z	H28年度から順次実施	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	-	-	-	○	-
	⑦「地域防災マップづくりワークショップ」に対する支援	W	引き続き実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	
2. 土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取り組み																				
	①避難訓練（広域、自治会単位）の実施	AD	引き続き実施	●	●	○	●	○	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	
	②毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検	AC	H28年度から順次実施	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	-	-	-	-	
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取り組み																				
	①BCP（事業継続計画）を作成する。	AE	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	

○目標を達成するための具体的な取り組み【複合災害】

○：実施予定、●：実施済み、－：対象なし

項目	主な内容	課題の対応	目標時期	関係機関														地域住民	
				名張ブロック					伊賀ブロック				三重県	奈良県	京都府	水機構（木津川ダム総管）	国		
				三重県名張市	三重県津市	奈良県曽爾村	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県御杖村	三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村					気象庁		近畿地整
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																			
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																			
	①複合災害を対象とした被害想定等の検討を行う	AF	H29年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-

○目標を達成するための具体的な取り組み【水災害】 (国・県)

項目	事項	主な内容	課題の対応	実施する機関の具体的な取り組み内容					
				国		水機構 (木津川ダム総管)	県		
				近畿地整	気象庁		三重県	奈良県	京都府
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み									
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項									
		①避難勧告に着目したタイムラインを策定する。	C	・タイムラインの作成支援【順次実施】			・タイムラインの作成支援【順次実施】	・タイムラインの作成支援【順次実施】	・タイムラインの作成支援【順次実施】
		②参加市町村による広域避難計画の策定を行う。	G						
		③広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直しを行う。	C						
		④わかりやすい洪水予報文の改良と運用	E	・気象台と調整し実施【H28年度～】	・河川管理者と調整し実施【H28年度～】				
		⑤地区別の発令情報、及び発令基準等の検討	C	・気象台と調整し実施【H28年度～】	・河川管理者と調整し実施【H28年度～】				・山城南土木事務所内の水位周知河川（5河川）では、河川毎で水位情報を市町村に提供
		⑥要援護者を考慮した避難勧告等発令基準の見直しを行う	D						
		⑦ダム警報局スピーカーの有効活用	H			・豪雨等災害情報提供協定を締結し、ダムの警報局に取り付けられたスピーカー音声放送による情報伝達を可能とする			
(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項									
		①想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表を行う。	A	・計画規模および想定最大外力を対象とした浸水想定区域図の策定・公表【H28年度予定】			・公表内容について情報共有を図る	・公表内容について情報共有を図る	・府管理区間の想定最大外力を対象とした浸水想定区域図の策定・公表【H28年度から検討開始】
		②想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表を行う。	B	・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表【H29年度予定】			・公表内容について情報共有を図る	・公表内容について情報共有を図る	・府管理区間の想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表【H28年度から検討開始】
		③広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知を行う。	F						
		④首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	Q	・市町村からの要請により参加【H28年度～】	・市町村からの要請により参加【H28年度～】	・市町村からの要請により参加【H28年度～】	・市町村からの要請により参加【H28年度～】	・市町村からの要請により参加【H28年度～】	・市町村からの要請により参加
		⑤日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まちごとハザードマップを整備していく。	F	・想定浸水深の表示【H29年度～】					
		⑥小中学校における水災害教育を実施する。	J	・市町村からの要請により出前講座等の実施【H28年度～】		・各ダムで施設見学会の実施【H28年度～】 ・市町村からの要請により出前講座等の実施【H28年度～】	・市からの要請により出前講座等の実施	・市町村等からの要請により出前講座等の実施	・小学校に出前講座等の実施
		⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進	I						
		⑧効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成する	J	・事務所HPで広報を行う【H28年度～】		・事務所HPで広報を行う【H28年度～】	・HPで広報を行う	・平成26年4月に制定した奈良県地域防災活動推進条例により、水害防災の日（8月1日～3日）・週間を設定し、周知・啓発 ・県政出前トークの実施	・予定なし
		⑨ダムの防災操作や放流連絡体制の周知を行う。	J			・毎年出水期前に防災連絡会（放流連絡会）を開催し、ダムの防災操作、放流連絡等の周知を実施。			
(3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項									
		①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う。	H	・スマートフォン等を活用した情報発信中【川の防災情報】（リアルタイム情報） ・プッシュ型情報の発信について現在検討中（早期実施予定）					
		②円滑かつ迅速な避難に資する施設（ハード）整備を行う。	H	・堤防天端舗装等の整備を行う【H28年度～】			・予定なし	・予定なし（検討必要）	・予定なし
		③避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線の普及（無線のデジタル化等）	H				・予定なし	・予定なし	・予定なし
		④避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等	H	・ケーブルテレビ（伊賀、名張）へ配信を実施中			・登録された方の携帯に防災情報メール配信（注意報・警報・雨量・河川水位の基準値超過）	・HP、NHKの地デジで水位情報等を広く公開。 ・登録された方の携帯に防災情報メール配信（注意報・警報・雨量・河川水位の基準値超過）。	・HP、NHK（京都）の地デジで水位情報等を広く公開。 ・登録された方の携帯に防災情報メール配信（注意報・警報・雨量・河川水位の基準値超過）。
		⑤防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため、水位計やCCTVカメラの情報を提供（配信）	H	・CCTVカメラの情報提供について整備を行っていく【H28年度～】		・水資源機構 関西・吉野川支社淀川本部ホームページにて、ダム諸量、河川水位等のリアルタイム情報を提供。	・河川水位情報をホームページに一般公開	・CCTVカメラを県内16箇所に新設し、河川情報（水位・画像）をホームページに一般公開【H28年度～】	・HP、NHK（京都）の地デジで水位情報、CCTVカメラ情報を広く公開。
		⑥緊急放送をよりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討を行う	H						
		⑦豪雨等災害情報を市町村へよりわかりやすく伝えるため、電光表示板を用いた文字表示による情報提供を行う	H			・豪雨等災害情報提供協定を締結し、電光表示板を用いた文字表示による情報伝達可能。（H28年度までに協定締結：笠置町）			

○目標を達成するための具体的な取り組み【水災害】（国・県）

項目	事項	主な内容	課題の対応	実施する機関の具体的な取り組み内容						
				国		水機構 (木津川ダム総管)	県			
				近畿地整	気象庁		三重県	奈良県	京都府	
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み										
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項										
		①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	Q							
		②毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所共同点検を行う。	L	・重要水防箇所等の共同点検を行う【毎年出水期前までを予定】	・重要水防箇所等の共同点検を行う【毎年出水期前までを予定】	・重要水防箇所等の共同点検を行う【毎年出水期前までを予定】	・重要水防箇所等の共同点検を行う【毎年出水期前までを予定】	-		・予定なし
		③水防団の内滑な水防活動を支援するため簡易水位計や量水標等の設置を行う。	K	・重要危険箇所への簡易水位計の設置を行っている。設置箇所の追加についても行っていく【H29年度】			-			・予定なし
		④迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備、水防資機材の全体配置計画の見直し（運搬ルート含む）を行う。	M	・水防資機材の確認・補充を行う【毎年】			・水防資機材の確認を行い、必要に応じて補充する【毎年】		・水防資機材の確認・補充を行う【毎年】	・水防資機材の確認・補充を行う【毎年】
		⑤毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施する。	Q	・市町村からの要請により参加【H28年度～】	・市町村からの要請により参加【H28年度～】	・市町村からの要請により参加【H28年度～】	・市からの要請により参加【H28年度～】		・市町村からの要請により参加【H28年度～】	・市町村からの要請により参加【H28年度～】
		⑥住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う。【再掲】	K	・スマートフォン等を活用した情報発信中【川の防災情報】（リアルタイム情報） ・プッシュ型情報の発信について現在検討中（早期実施予定）						
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項										
		①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進する。	P							
		②大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	O				-			・予定なし
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み										
		①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）を作成する。	R	・排水ポンプの設置個所の選定まで行った排水計画（案）の作成【H28年度中】						
		②排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施する。	R	・水防訓練と同様に実施する【H28年度～】		・水機構が所有する排水ポンプ車、可搬式浄水装置等の貸与及び職員派遣等の支援する。	・予定なし		予定なし（検討必要）	・関係機関と連絡体制の確認を行い、総合防災訓練時の取組みについて検討していく。
		③排水施設の耐水化、庁舎・の耐水対策を行う。	N	・必要な実施対策について実施			-			・予定なし ・ハザードマップで浸水想定範囲に入っていない。
		④BCP（事業継続計画）を作成する。	N	・毎年更新を実施【毎年】		・毎年更新を実施【毎年】	・三重県BCPを策定済み		予定なし（検討必要）	・予定なし

○目標を達成するための具体的な取り組み【水災害】（市町村－名張ブロック）

		実施する機関の具体的な取り組み内容							
項目	事項	主な内容	課題の対応	市町村（名張ブロック）					
				三重県名張市	三重県津市	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県曽爾村	奈良県御杖村
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み									
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項									
	①避難勧告に着目したタイムラインを策定する。	C	・タイムライン策定・公表済み【H28.2】	・チェックリストを活用したタイムラインを国と協同で策定済み	・未策定	・チェックリストを活用したタイムラインを国と協同し策定済み【H28年度予定】	未策定	未策定	
	②参加市町村による広域避難計画の策定を行う。	G	検討する ・市外への避難は想定していない	－ ・市外への避難は想定していない	・山添村地域防災計画で策定済み【H28.3修正】	・協議会の中で広域避難計画（案）を検討する【H29年度中】	未策定	未策定	
	③広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直しを行う。	C	－ ・市外への避難は想定していない	－ ・市外への避難は想定していない	・山添村地域防災計画で策定済み【H28.3修正】	・協議会の中で広域避難計画（案）を検討する【H29年度中】	未策定	未策定	
	④わかりやすい洪水予報文の改良と運用	E							
	⑤地区別の発令情報、及び発令基準等の検討	C	・検討を要する	・河川毎に対象となる地区やその発令基準を定めている			未策定		
	⑥要援護者を考慮した避難勧告等発令基準の見直しを行う	D		・検討中					
	⑦ダム警報局スピーカーの有効活用	H	・協定締結済み【H28年度まで】						
(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項									
	①想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表を行う。	A							
	②想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表を行う。	B							
	③広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知を行う。	F	・予定なし	・予定なし	・避難計画を反映した洪水ハザードマップを策定済み【H23年度】	・想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップを策定する。【H28年度～】	未策定	未策定	
	④首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	Q	・図上訓練、関係機関との連携訓練、避難所設置・運営訓練等の実動型訓練を毎年継続して実施中【H25年度～】	・首長も参加した全学的な図上訓練を毎年実施している。	・未実施	・対象地域の自主防災組織と連携した実践的な訓練を実施する【H29年度】	未策定	未実施	
	⑤日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まちごとハザードマップを整備していく。	F	・市街地の避難所について、浸水深を表示する看板の設置を検討中	・予定なし	・未実施	・自主防災組織の取り組みとして地域ハザードマップづくりを推進する【H28年度～】	未策定	未整備	
	⑥小中学校における水災害教育を実施する。	J	・平成28年度の総合防災訓練では、小中学校を含めた訓練を計画	・未実施	・未実施	・各学校へ水災害教育の内容充実を依頼する【H28年度～】	未実施	未実施	
	⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進	I	・市内の関連施設についても総合防災訓練への参加を呼び掛けている	・要配慮者利用施設の施設管理者に対して周知を行っている	・未実施	・要配慮者施設における避難計画の策定・充実及び訓練に対する支援を行う。	未実施	未実施	
	⑧効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成する	J	・毎年、出水期前の広報には風水害の啓発情報を掲載し、総合防災訓練の前には、防災全般の啓発記事を掲載している	・出水期前に広報誌を活用して、水害に関する情報を発信していく。	・未実施	・毎年、市報の中で水害に関する有益情報を市民に発信していく【平成28年度～】	未実施	未実施	
	⑨ダムの防災操作や放流連絡体制の周知を行う。	J							
(3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項									
	①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う。	H							
	②円滑かつ迅速な避難に資する施設（ハード）整備を行う。	H							
	③避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線の普及（無線のデジタル化等）	H	・市として早期のハード整備は困難なため、迅速な避難誘導のための情報伝達手段を確保する目的で、災害時要援護者については防災ラジオの配布を行い、その他の市民については、防災はつとメールの登録を呼びかけている。	・同報系防災行政無線、移動系防災行政無線を整備済み。	・防災無線のデジタル化に伴う再整備【H28.3】	・防災行政無線並びに関連設備の整備をすすめ、非常時における情報伝達が多様な形で迅速に行うことが出来るシステムの構築を行う。（平成29年度完了予定） ・防災行政無線システム整備事業による屋外拡声子局の設置を進める。（平成28年度）	平成25年3月整備済み	平成17年度に防災行政無線（デジタル方式）整備済み。	
	④避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等	H	・迅速な避難誘導のための情報伝達手段を確保する目的で、防災はつとメールの登録を呼びかけている。	・検討中		・防災行政無線とCATV自主放送設備及びメール配信が連動して情報発信が出来るシステムを構築する。（平成28年度完了予定） ・防災防犯情報を市民に伝達するため「宇陀市安全安心メール」の普及を図る。		ケーブルテレビを利用した有線放送システムを平成27年度に整備し、既に整備済の防災行政無線を補完。 緊急エリアメールの配信を平成26年度に携帯3社で実施。	
	⑤防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため、水位計やCCTVカメラの情報を提供（配信）	H	・取り組みなし	・検討中		・整備計画なし			
	⑥緊急放送をよりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討を行う	H	検討中 H29～	・わかりやすい緊急放送に関する検討会を設置し、同報無線によるよりわかりやすい放送のあり方を検討した。					
	⑦豪雨等災害情報を市町村へよりわかりやすく伝えるため、電光表示板を用いた文字表示による情報提供を行う	H							

○目標を達成するための具体的な取り組み【水災害】（市町村－名張ブロック）

		実施する機関の具体的な取り組み内容							
項目	事項	主な内容	課題の対応	市町村（名張ブロック）					
				三重県名張市	三重県津市	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県曽爾村	奈良県御杖村
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み									
（1）水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項									
		①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	Q ・連絡体制は確認しているが、伝達訓練は実施していないため、平成28年度の実施に向け検討する。	・連絡体制については、確認済み。		・消防団に対する連絡体制の整備と訓練を実施する。	・消防団に対する連絡体制の整備と訓練を実施する。	消防団に対する連絡体制は確認しているが、伝達訓練は実施していない。	
		②毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所共同点検を行う。	L ・河川管理者と協議のうえ、実施に向けて検討する。	・重要水防箇所等の共同点検が実施されている。		・重要水防箇所等の共同点検を行う【毎年出水期前までを予定】	未実施	未実施	
		③水防団の円滑な水防活動を支援するため簡易水位計や量水標等の設置を行う。	K						
		④迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備、水防資機材の全体配置計画の見直し（運搬ルート含む）を行う。	M ・現時点で配備を行う計画はない。	・現時点で配備を行う計画はない。		・職員及び消防団員等の活動に応じた必要機材の確認と配備計画を検討する。（平成28年度）	未導入	未導入	
		⑤毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施する。	Q ・今後関係機関と協議を行う。	・毎年水防訓練を実施している。		・訓練の実施方法を検討する（平成28年度）	未実施	未実施	
		⑥住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う。【再掲】	K						
（2）市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項									
		①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進する。	P ・計画はない。	・現時点では予定はない。		・水防協力団体に関する検討を行う。（平成28年度）	未導入	未実施	
		②大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	O ・市民を含めて広く啓発活動を継続して行う。	・市民を含めて広く啓発活動を継続して行う。		・対象事業所に関する調査を行う。（平成28年度）		未実施	
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み									
		①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）を作成する。	R						
		②排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施する。	R ・関係機関と連絡体制の確認を行い、総合防災訓練時の取組みについて検討していく。	連絡体制及び訓練実施計画を、今後整備していきたい。		・実施計画の検討を行う。（平成28年度）		未実施	
		③排水施設の耐水化、庁舎・の耐水対策を行う。	N ・庁舎等の関係施設については、対策済み。	津市下水道総合地震計画の中で策定予定。		・対象施設の確認・調査を行う。（平成28年度）		未整備	
		④BCP（事業継続計画）を作成する。	N ・H28年度以降でBCP計画を策定予定	今後、検討していきたい。		・事業継続計画の作成検討を行う。（平成28年度）		未作成	

○目標を達成するための具体的な取り組み【水災害】（市町村－伊賀ブロック）

項目	事項	主な内容	課題の対応	実施する機関の具体的な取り組み内容		
				市町村（伊賀ブロック）		
				三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取り組み						
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項						
	①避難勧告に着目したタイムラインを策定する。	C	・チェックリストを活用したタイムラインを国と協同し策定する【H28.6予定】	・チェックリストを活用したタイムラインを国と協同し策定を検討する。	・チェックリストを活用したタイムラインを国と協同し策定する	
	②参加市町村による広域避難計画の策定を行う。	G	・協議会の中で広域避難計画（案）を検討する【H29年度中】	・協議会の中で広域避難計画（案）を検討する	・協議会の中で広域避難計画（案）を検討する	
	③広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直しを行う。	C	・協議会の中で広域避難計画（案）を検討する【H29年度中】	・協議会の中で広域避難計画（案）を検討する	・協議会の中で広域避難計画（案）を検討する	
	④わかりやすい洪水予報文の改良と運用	E				
	⑤地区別の発令情報、及び発令基準等の検討	C	・伊賀市避難勧告等の判断・伝達マニュアルは、作成済みであるため地区別の発令情報、及び発令基準等は状況に応じて対応する。			
	⑥要援護者を考慮した避難勧告等発令基準の見直しを行う	D	H28年度以降検討		-	
	⑦ダム警報局スピーカーの有効活用	H		・協定締結済み【H28年度まで】	・協定締結済み【H28年度まで】	
(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項						
	①想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表を行う。	A				
	②想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表を行う。	B				
	③広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知を行う。	F	・想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップの作成を検討する。【平成29年度～】	・想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップの作成を検討する。	・想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップを策定する	
	④首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	Q	・ロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施に向けて検討する（平成29年度以降）	・ロールプレイング等の実践的な避難訓練を毎年実施を検討する。	・ロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施に向けて検討する	
	⑤日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備していく。	F	・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討する。（平成29年度以降）		・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を進めていく	
	⑥小中学校における水災害教育を実施する。	J	・各小中学校で危機管理マニュアルを作成し、水害教育等の啓発を検討（平成29年度以降）	・水災害教育に取り組みを検討する	・村内小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組みを検討する	
	⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進	I	・地域防災計画に基づいた訓練の実施に向けて検討する（平成29年度以降）	実施に向けて検討する。	・避難計画策定及び訓練実施に向けて検討する	
	⑧効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成する	J	・毎年、出水期前の市広報の他にHP等で風水害の啓発情報を掲載していく（平成29年度以降）	・広報紙等での周知を目指す。	・毎年、広報やホームページの中で水害に関する有益情報を村民に発信していく	
	⑨ダムの防災操作や放流連絡体制の周知を行う。	J				
(3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項						
	①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う。	H	・引き続き実施			
	②円滑かつ迅速な避難に資する施設（ハード）整備を行う。	H				
	③避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線の普及（無線のデジタル化等）	H	・避難情報を各世帯へ確実に届けるため方法を検討中（平成30年度以降） ・防災行政無線の整備、あり方等について検討し、非常時における情報伝達が多種多様な形で発信出来るシステムの構築を行う。（検討中）	・戸別受信機を全戸配布済み。 ・同報系防災無線の完全デジタル化を目指す。 ・移動系（アナログ）の更新若しくはデジタル簡易無線整備を行う。	・同報系防災行政無線を整備済み。、移動系防災行政無線の整備について検討中。	
	④避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等	H	・ケーブルテレビ、防災メールの登録、市HP、公式フェイスブック以外のSNS等の活用を検討（平成29年度以降）	・戸別受信機を全戸配布済み。	防災メールへの登録、村HPの活用	
	⑤防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため、水位計やCCTVカメラの情報を提供（配信）	H	・ケーブルテレビ会社がCCTVの設置場所の増設を検討（平成29年度以降）	水位監視カメラのCATV配信済	整備計画なし	
	⑥緊急放送をよりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討を行う	H				
	⑦豪雨等災害情報を市町村へよりわかりやすく伝えるため、電光表示板を用いた文字表示による情報提供を行う	H				

○目標を達成するための具体的な取り組み【水災害】（市町村－伊賀ブロック）

項目	事項	主な内容	課題の対応	実施する機関の具体的な取り組み内容		
				市町村（伊賀ブロック）		
				三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み						
（1）水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項						
		①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	Q	訓練時に水防団と関係機関による連絡体制の確認と訓練を継続していく	・防災訓練へ盛り込むよう検討する。	・伝達訓練実施に向けて検討する
		②毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を行う。	L	水防団による水害危険箇所の共同点検の実施を検討【平成29年度以降】	消防団による水害危険箇所の共同点検を行う【毎年出水期前までを予定】	・重要水防箇所等の共同点検を行う
		③水防団の円滑な水防活動を支援するため簡易水位計や量水標等の設置を行う。	K			
		④迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備、水防資機材の全体配置計画の見直し（運搬ルート含む）を行う。	M	毎年安全装備品や土嚢、シートの配備を年度末に行なう。 水防計画に基づいた配備計画を検討する（平成29年度以降）	・財政状況等を踏まえて検討する。	未導入
		⑤毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施する。	Q	毎年、地域に応じた水防訓練を実施中。 国と合同で、排水ポンプ車の実働訓練を継続していく。	・水防訓練実施に向けて検討する	・水防訓練実施に向けて検討する
		⑥住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う。【再掲】	K	・引き続き実施		
（2）市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項						
		①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進する。	P	支援要員を募集を継続していく。	水防を担う消防団の募集を行っている	未実施
		②大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	O	・対象事業所に関する調査を行う。（平成29年度～） ・地域防災計画に基づく啓発活動を推進する。	—	未実施
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み						
		①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）を作成する。	R			
		②排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施する。	R	・関係機関と連絡体制の確認を行い、訓練を引き続き継続	—	未実施
		③排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策を行う。	N	新庁舎建設による耐水対策を実施（平成29年度～）	・庁舎の耐水対策は財政状況等を踏まえて検討する。	未整備
		④BCP（事業継続計画）を作成する。	N	・事業継続計画の作成検討を行う。（平成29年度～）	・検討する。	未作成

○目標を達成するための具体的な取り組み【土砂災害】（国・県）

項目	事項	主な内容	課題の対応	実施する機関の具体的な取り組み内容					
				国		水機構 (木津川ダム総管)	県		
				近畿地整	気象庁		三重県	奈良県	京都府
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み									
(1) 土砂災害防止法に基づく事項									
		①基礎調査の実施	U				進捗率48% (伊賀建設事務所管内H28年3月31日現在)	土砂災害特別警戒区域の調査を平成30年度未完了、指定を平成31年度末までの完了を目標としている。	山城南土木事務所管内については、実施済み
		②基礎調査の公表	U				進捗率48% (伊賀建設事務所管内H28年3月31日現在)	基礎調査実施後、随時調査結果を公表している。	山城南土木事務所管内については、公表済み
		③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	U				進捗率38% (伊賀建設事務所管内H28年3月31日現在)	イエロー区域についてはH27年5月に指定完了。レッド区域についてはH28年3月に1,349区域を指定し、合計1,436区域の指定が完了。	山城南土木事務所管内については、概ね指定済み(残り地すべり2カ所)
		④地域防災計画への反映	V						
		⑤ハザードマップ作成	W						
(2) 情報伝達、避難計画等に関する事項									
		①土砂災害警戒情報～避難勧告 タイムラインの作成	X						
		②地域避難計画(自治会単位)の作成	AA						
		③避難勧告等の発令基準の見直し、客観化	Y						
		④わかりやすい情報提示手法の検討	Z						
		⑤教育、啓発活動の実施	AB				市町担当者を対象とした説明会を年3回実施し、土砂災害警戒避難ガイドラインの内容を中心とした説明を行った。	小中学校に対し、要望に応じて土砂災害に関する講演を行う。 また、啓蒙活動としてショッピングモール等における土砂災害パネル展を行い、土砂災害に関する防災意識向上を促す。	小学校に出前講座等を実施
		⑥災害予測手法、システムの整備	Z				三重県土砂災害情報提供システムを平成18年度より稼働しており、市町などに土砂災害警戒情報の注意喚起の基準(ワーニングライン)を定め、迅速に対応をとるべく情報の発信を行っている。	今年度土砂災害防災情報システムを更新し、今後順次指定を行う土砂災害警戒区域等の情報も随時更新を行いながら、分かりやすい情報の発信に努める。	なし
		⑦「地域防災マップづくりワークショップ」に対する支援	W					地域と行政が一緒になって防災マップを作成する「地域防災マップづくりワークショップ」の取り組みを県内全市町村で取り組めるよう、支援を行っていく。	
2. 土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取り組み									
		①避難訓練(広域、自治会単位)の実施	AD				平成27年度においては、全市町において土砂災害に関する防災訓練を実施。	避難訓練に際し、防災意識向上への一助として土砂災害に関する講演等を要望に応じて実施する。	なし
		②毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を行う。	AC						
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取り組み									
		①BCP(事業継続計画)を作成する。	AE						

○目標を達成するための具体的な取り組み【土砂災害】（市町村－名張ブロック）

		実施する機関の具体的な取り組み内容							
項目	事項	主な内容	課題の対応	市町村（名張ブロック）					
				三重県名張市	三重県津市	奈良県曽爾村	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県御杖村
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み									
(1) 土砂災害防止法に基づく事項									
	①	基礎調査の実施	U						
	②	基礎調査の公表	U						
	③	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	U						
	④	地域防災計画への反映	V	「警戒区域における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知するよう努める」として地域防災計画に反映している。	津市地域防災計画に警戒避難体制の項目を設け、反映している。	・平成21年までの指定分を反映	ハザードマップの作成により、浸水想定区域等、地域の危険性のついて周知することを記載している。	○地域防災計画に記載 土砂災害の特徴、土砂災害発生時の避難方法、避難時の注意事項等について、ハザードマップの配布や防災訓練の実施等により、住民及び自主防災組織に対し周知徹底を図るとともに、人命保護を第一に警戒区域ごとに必要な事項を定め、警戒避難体制を整備する。なお、避難勧告等判断・伝達マニュアル等を別途作成する。	村地域防災計画には、避難誘導及び避難勧告又は避難指示等の必要な対策について記載し、反映している。
	⑤	ハザードマップ作成	W	「名張市洪水・土砂災害ハザードマップ」を平成24年9月に全戸配布済み	土砂災害警戒区域に指定されている地区については、全て作成し、全戸配布済み	・平成23年奈良県作成	平成24年奈良県作成、全戸配布済み	・平成28年3月作成、6月全戸配布済み	既に指定されているイエローゾーンをハザードマップに記載し平成24年8月に作成済である。 また平成29年度末までに、村内全域で土砂災害特別警戒区域の指定に係る調査を実施予定であり、指定され次第ハザードマップに反映する予定である。
(2) 情報伝達、避難計画等に関する事項									
	①	土砂災害警戒情報～避難勧告 タイムラインの作成	X	取り組みなし	検討中		未作成	・未実施	未作成
	②	地域避難計画（自治会単位）の作成	AA	取り組みなし	一部作成済みの地区あり。	未作成	未作成	・各自主防災組織における取組を推進、支援	未作成
	③	避難勧告等の発令基準の見直し、客観化	Y		土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等毎に避難勧告等発令対象地区を定めている。		H28の修正に併せて見直しを行う		
	④	わかりやすい情報提示手法の検討	Z		検討中				
	⑤	教育、啓発活動の実施	AB	防災講演会や、出前トーク等で啓発活動を実施	広報誌による周知	チラシ全戸配布		・教育委員会と連携して啓発活動を推進。	未実施
	⑥	災害予測手法、システムの整備	Z	気象台や三重県等からの情報を収集	土砂災害情報相互通報システムの整備	未整備		・未実施	未整備
	⑦	「地域防災マップづくりワークショップ」に対する支援	W						
2. 土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取り組み									
	①	避難訓練（広域、自治会単位）の実施	AD	市全体で総合防災訓練を実施	各自主防災組織において実施している。	未実施	H27年度に自治会単位で実施	・各自主防災組織における取組を推進、支援	未実施
	②	毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を行う。	AC		土砂災害危険箇所等の点検を消防団等が中心となって実施している。				未実施
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取り組み									
	①	BCP（事業継続計画）を作成する。	AE		検討中				未作成

○目標を達成するための具体的な取り組み【土砂災害】（市町村－伊賀ブロック）

項目	事項	主な内容	課題の対応	実施する機関の具体的な取り組み内容		
				市町村（伊賀ブロック）		
				三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取り組み						
（1）土砂災害防止法に基づく事項						
		①基礎調査の実施	U			
		②基礎調査の公表	U			
		③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	U			
		④地域防災計画への反映	V	地域防災計画に反映済。	地域防災計画に反映済	現在地域防災計画へ反映中
		⑤ハザードマップ作成	W	「伊賀市土砂災害ハザードマップ」を諏訪、島ヶ原、河合、新居、三田の地区を作成済配布済み。平成28年度は、布引、矢持、博要地区を作成、配布予定。	平成25年度作成済みだが、最新ではない。	作成済み。村内全戸へ配布済み。
（2）情報伝達、避難計画等に関する事項						
		①土砂災害警戒情報～避難勧告 タイムラインの作成	X	タイムラインの作成を検討する。【H28年度以降】	検討中	作成済み
		②地域避難計画（自治会単位）の作成	AA	各自治会による地域避難計画の作成については、ほとんどの地域で未作成であると推測される為、推進していく。【H29年度～】	全地区において未作成	未作成
		③避難勧告等の発令基準の見直し、客観化	Y	判断基準の方法等検討していく【H28年度～】		
		④わかりやすい情報提示手法の検討	Z	気象庁からの取組をうけて検討していく【H29年度～】		
		⑤教育、啓発活動の実施	AB	各小中学校で、危機管理マニュアルを作成し、土砂災害教育等の啓発を検討【H29年度～】	水災害教育の取り組みを検討する	村内小中学生の総合学習授業の中で水災害教育の取り組みを検討する
		⑥災害予測手法、システムの整備	Z	「伊賀市土砂災害情報相互通報システム」、「山崩れ発生予知監視システム」及び「地すべり監視システム」を稼働し、対象地域への情報発信を行っている。	京都府や気象台の防災情報収集	京都府や気象台の防災情報収集
		⑦「地域防災マップづくりワークショップ」に対する支援	W			
2. 土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取り組み						
		①避難訓練（広域、自治会単位）の実施	AD	各自主防災組織単位で避難訓練等を実施している。関係機関と連絡体制の確認を行い訓練を継続していく	未実施	各自主防災組織単位で実施をしている
		②毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を行う。	AC	一部地域で実施済み。引き続き継続する。	未実施	
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取り組み						
		①BCP（事業継続計画）を作成する。	AE	事業継続計画の作成検討を行う【H29年度～】	未実施	

○目標を達成するための具体的な取り組み【複合災害】（国・県）

項目	事項	主な内容	課題の対応	実施する機関の具体的な取り組み内容						
				国		水機構 (木津川ダム総管)	県			
				近畿地整	気象庁		三重県	奈良県	京都府	
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み										
		(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項								
		①複合災害を対象とした被害想定等の検討を行う	AF	複合災害を対象とした被害想定等の検討を行う						

○目標を達成するための具体的な取り組み【複合災害】（市町村－名張ブロック）

		実施する機関の具体的な取り組み内容							
項目	事項	主な内容	市町村（名張ブロック）						
			三重県名張市	三重県津市	奈良県曽爾村	奈良県山添村	奈良県宇陀市	奈良県御杖村	
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み									
		(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項							
		①複合災害を対象とした被害想定等の検討を行う	AF						

○目標を達成するための具体的な取り組み【複合災害】（市町村－伊賀ブロック）

項目	事項	主な内容	課題 の 対応	実施する機関の具体的な取り組み内容		
				市町村（伊賀ブロック）		
				三重県伊賀市	京都府相楽郡笠置町	京都府相楽郡南山城村
1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み						
		（1）情報伝達、避難計画等に関する事項				
		①複合災害を対象とした被害想定等の検討を行う	AF			